- Q1 これから開業する人は対象となりますか?
- A1 創業予定者は対象外です。
- Q2 創業・設立してから1年経っていませんが、対象となりますか?
- A2 対象外です。 県内に主たる拠点があり、かつ県内において1年以上の事業実績がある企業者が対象 です。
- Q3 個人事業主として数年事業を行い、3ヶ月前に法人成りしました。対象となりますか?
- A3 対象外です。 申請時と同一の事業形態で、1年以上の事業実績がある企業者が対象です。
- Q4 個人の農業者で、小売り事業に参画して2年目です。農業所得の方が多いのですが、 対象となりますか?
- A4 対象外です。本補助金は商工業者を対象としており、売上割合から農業者と判断されるため、応募できません。
- Q5 新たな事業を展開するために応募したいのですが、対象になりますか?
- A5 対象外です。 本補助金は従来の事業を補完するためのものであり、新規展開は対象外としていま す。
- Q6 NPO法人は対象となりますか?
- A6 対象外です。
- Q7 一般社団法人は対象となりますか?
- A7 対象外です。
- Q8 社会福祉法人は対象となりますか?
- A8 対象外です。

- Q9 第三セクターは対象となりますか?
- A9 対象外です。

本補助金は経営規模が小さくても頑張っている企業者を後押しするためのものであり、第三セクターなどについては別の支援体制が望ましく、本補助金の支援対象事業 には馴染まないと判断されるためです。

- Q10 「常時雇用する従業員」は、どのように考えればよいですか?
- A10 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員です。
  - ①期間の定めなく雇用されている者
  - ②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者(一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用されている者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者)
- Q11 同一年度に複数回応募することは可能ですか?
- A11 異なる事業内容であれば、応募可能です。
- Q12 他の補助金との併用はできますか?
- A12 同一事業者が同一内容で他補助金と併用することはできません。
- Q13 「グループ」の定義は何ですか?
- A13 共通の取り組みを行う、2者以上の集まりです。 (組合、会社、任意団体など)
- Q14 グループの構成員に大企業が含まれていても対象となりますか?
- A14 対象外です。小規模企業者のみで構成されていることが条件です。
- Q15 グループは同業種で構成しなければなりませんか?
- A15 共通の取り組みを行うのであれば、異業種でも構いません。

- Q16 「新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で売上が20%以上減少」とは、どのように確認すればいいですか?
- A16 要件は、セーフティネット4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)に準じます。 市町村長の認定書をお持ちの方は、要件に該当していることになります。
  - ●セーフティネット4号の要件 「原則として、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、 かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少す ることが見込まれること。」
- Q17 今年3月にセーフティネット4号の認定書を取得しました。 今回の補助金申請のために再度取得が必要でしょうか?
- A17 令和2年3月2日以降に取得した認定書は有効としますので、再取得は不要です。
- Q18 売上が20%以上減少していますが、認定書がありません。 取得が必要でしょうか?
- A18 これからの取得は不要です。 認定書がない場合は、商工団体の担当者が確認済みの「売上高等減少要件確認票」を 提出してください。
- Q19 グループの構成員3社中、1社だけ売上が20%以上減少しています。 特別枠に該当しますか?
- A19 該当しません。 グループの構成員全員の売上が20%以上減少していることが条件です。
- Q20 フランチャイズは対象となりますか?
- Q20 対象外です。
- Q21 任意団体でグループ申請したいのですが、任意団体として1年以上活動していなければいけませんか?
- Q21 構成員全員が1年以上の事業実績があれば、任意団体としての活動が1年未満でも対象になります。

### Q22 この1年以内に事業承継で事業を引き継ぎました。対象になりますか?

## Q22 ●法人の場合 対象になります。

#### ●個人事業者の場合

経緯や、業種、引継ぎされた方の経歴(前職等)の情報から、事業実態を同一と見なすことができ、業歴を引き継いだと判断される場合は、対象となります。商工団体にご相談ください。

- Q1 販路拡大のための看板の作成は対象となりますか?
- A1 対象です。(経費区分:需用費)
- Q2 看板の取付工事は対象となりますか?
- A2 工事請負費ではなく、付随費用と考えるため、対象です。 ただし、設置に基礎工事が伴うなど、付随費用の範囲を超える場合は対象外です。
- Q3 テレビCM作成は対象になりますか?
- A3 対象です。(経費区分:委託料)
- Q4 展示会出展において、販売促進員 (マネキン) を当日雇いたいのですが、その費用は 対象となりますか?
- A4 対象です。(経費区分:役務費)
- Q5 プライバシーマークを取得したいのですが、申請料、審査料、登録料は対象になりますか?
- A5 申請料、審査料は対象です。(経費区分:公的認証等取得経費) 登録料は対象外です。
- Q6 リース料は対象となりますか?
- A6 対象です。(経費区分:機械器具等導入費) ただし、交付決定日から事業完了日までの期間が対象です。
- Q7 展示会や商談会の出展申込み締め切りが交付決定前ですが、対象になりますか?
- A7 出展申込みは交付決定前でも構いません。ただし、事業が採択されなかった場合は全額自己負担する前提で申込みをしてください。

展示会や商談会については、次の条件を満たす場合に補助対象とします。

- ・展示会等の実施期間が、交付決定日~事業完了日までの間であること。
- ・請求、支払いが、交付決定日~事業完了日までの間に完了すること。

- Q8 専門家からアドバイスをもらいたいのですが、謝金として事業費に含めてもよいですか?
- A8 事業期間内の専門家相談は対象になります。(経費区分:謝金) 事業期間前と後の場合は対象外ですので、専門家相談を利用したい場合は、商工団体 にご相談ください。
- Q9 代表社自らが事業実施のために旅費を使う場合は対象外ですか?
- A9 事業実施のための旅費であれば、対象です。
- Q10 振込手数料は対象になりますか?
- A10 対象です。以下の例を参考に申請をしてください。
  - 【例】機械器具等導入費で10,000円申請し、交付決定
    - ①機械器具:10,000円 ②振込手数料:330円
  - (1) 申請時に①と②を記載している場合 →振込手数料は対象。
  - (2)申請時に①を記載し、②は記載していない、かつ支払金額が10,000円(送金9,670円+振込手数料330円)の場合→振込手数料は対象。
  - (3) 申請時に①を記載し、②は記載していない、 かつ支金額が10,330円(送金10,000円+振込手数料330円)の場合 →振込手数料は対象外。
- Q11 車両の購入は対象となりますか?
- A11 事業に必要なものに限り、対象です。
- Q12 店舗の改修工事は対象となりますか?
- A12 工事は対象外です。
- Q13 外壁の塗り直しは対象となりますか?
- A13 対象外です。

- Q14 土地購入や建物建築は対象となりますか?
- A14 対象外です。
- Q15 同業者を集めてイベントの実施を計画しています。費用は企業の協賛金で賄っている のですが、対象になりますか?
- A15 対象外です。 本補助金は自己負担分に対する補助であり、協賛金に対する補助ではありません。
- Q16 菓子製造業ですが、新商品開発のため、原材料費で小麦粉を購入しようと思っています。通常袋単位で仕入れていますが、補助事業で使用する分をどのようにわけたらよいでしょうか?
- A16 補助対象経費と他の経費の仕分けができないものは対象外です。
- Q17 大手サイトを利用して商品を売る場合、仲介手数料は対象になりますか?
- A17 対象外です。
- Q18 クリック課金のWeb広告は対象になりますか?
- A18 目安がわからず金額を算出できないため、申請が難しく、補助金使用には向いていないと思われます。
- Q19 カーポートの設置は対象になりますか?
- A19 設置に工事を伴うか等、状況により判断します。 基礎工事を必要とするものは、結果として建物となるため対象外です。 テントのような簡易的なものは対象です。
- Q20 HPの作成方法について専門家から指導を受ける場合、IT診断料に該当しますか?
- A20 該当しません。 IT診断は、IT化する際に専門家から分析・判定を受けることを想定しています。

- Q21 補助対象経費に係る消費税はどのように取り扱えばよいですか?
- A21 以下①~③の補助事業者については、補助事象の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できます。
  - ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
  - ②免税事業者である補助事業者
  - ③簡易課税事業者である補助事業者

なお、課税事業者については、補助対象経費は税抜きにより記載してください。

- Q22 金額の端数は、切り上げですか?切り捨てですか?
- A22 円未満切り捨てです。
- Q23 中古車の購入は対象になりますか?
- A23 対象です。ただし、以下を条件とします。
  - 複数見積もりが必須
  - ・見積もり・購入は中古車販売店等で行う(個人からの購入は対象外です)
- Q24 中古品の購入は対象になりますか?
- A24 対象です。ただし、複数見積もりが必須です。

#### 申請書類全般

- Q1 申請書類は県のHPからダウンロードできますか?
- A1 申請窓口は商工団体等になるため、県HPには掲載していません。 商工団体等にお問い合わせください。
- Q2 個人事業主ですが、申請書類の住所欄には店舗と自宅のどちらの住所を記載すればいいでしょうか?
- A2 申請書等で確認できる住所を記載してください。

#### 様式第2(申請書)

- Q1 補助事業実施期間の末日に指定はありますか?
- A1 最終を12月31日とし、それまでの期間内で各企業者で設定してください。なお、 設定した期日までに事業の実施から支払いまでがすべて完了している必要があります ので、スケジュールを考慮し、確実な日を設定してください。
- Q2 特別枠が第一希望ですが、一般枠で採択されても事業を実施したいです。どのように申請したらいいでしょうか?
- A2 「希望する枠」について、「第一希望:特別枠、第二希望:一般枠」を選択してください。

#### 見積書

- Q1 見積書提出業者の押印がない見積書は無効ですか?
- A1 申請時に提出する見積書は積算の根拠を確認するためのものなので、押印がなくても 問題ありません。
- Q2 見積書に仕様書の添付は必要ですか?
- A2 仕様書やカタログなど、内容の詳細がわかるものを添付してください。
- Q3 1社から3品購入予定で、各品は10万円未満ですが、3品合計で10万円を超えます。2社以上の見積書が必要ですか?
- A3 必要です。 ただし、申請時は1社のみでも可、選定理由書の提出も不要です。

#### 確定申告書

- Q1 確定申告書には、税務署受付印は必要ですか?
- A1 必要です。税務署に署名提出した方で表紙に受付印がない場合は、税務署が発行する「納税証明書(その2:所得金額の証明書)」(コピー不可)を追加で添付してください。 なお、電子申請した方は、「メール詳細(受信通知)」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。

# 様式第1-1、1-2 (申込書)

- Q1 業種番号(3桁)は何を参考にしたらよいですか?
- A1 総務省の「日本標準産業分類 (平成25年10月改定) (平成26年4月1日施行)」の小分類の番号を記入してください。

 $https://www.\ soumu.\ go.\ jp/toukei\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\_030000023.\ html$ 

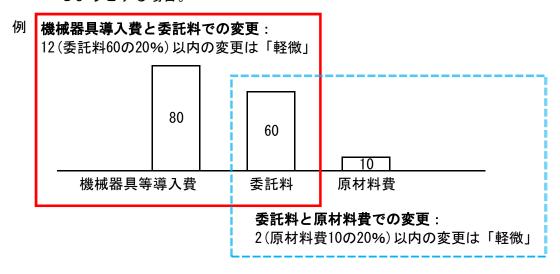
#### 変更

- Q1 申請時に参考見積を徴収した業者と異なる業者から購入してもいいですか?
- A1 事業計画時に徴収した価格と同じ、若しくは安価であれば問題ありません。
- Q2 事業計画に記載のないものを購入してもいいですか?
- A2 原則として、事業計画にないものは認められないため、計画変更が必要になります。 計画変更承認前に着手したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。 着手前に商工団体にご相談ください。
- Q3 申請時に旅費の計上をしていませんでしたが、必要なことがわかりました。どうしたらいいですか?
- A3 申請時にない経費で、補助対象経費として適切なものであれば、計画変更をして計上できる場合があります。計画変更承認前に着手したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。 着手前に商工団体にご相談ください。
- Q4 事業計画の内容や経費の区分に変更が生じる場合、どうしたらいいですか?
- A4 着手前に変更申請をし、承認を受ける必要があります。承認前に着手したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。ただし、「軽微な変更」については申請・承認は不要です。

変更が生じる場合は、すぐに商工団体にご相談ください。

#### <「軽微な変更」とは?>

- (1) 補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない 事業計画の細部を変更する場合。
- <sup>(2)</sup> 「補助対象経費の区分」において、経費の配分が低い方の20%以内の変更を しようとする場合。



#### 廃止

- Q1 都合により、事業を実施できなくなりました。どうしたらいいですか?
- A1 中止(廃止)申請書の提出が必要です。商工団体にご相談ください。

#### 見積書

- Q1 事業実施にあたり、見積書の取り直しは必要ですか?
- A1 購入する時点において、申請時に提出した見積書の有効期限内である場合は、再度徴収は不要です。
- Q2 購入予定の機器が特殊で、取扱い業者が1社だけのため、1社分の見積書しか準備できません。どうしたらいいでしょうか?
- A2 実績報告時に、その業者と契約しなければならない理由を示した選定理由書を添付してください。

#### 契約

Q1 100万円の契約をしました。注文書による契約締結でいいですか?

100万円の場合は、請書又は契約書により締結してください。 なお、どの書面によるかは契約額で異なりますので、ご注意ください。

契約額	注文書	発注書	請書	契約書
50万円未満	いずれか1つ			
50万円以上160万円未満	不可	不可	どちらか1つ	
1 6 0 万円以上	不可	不可	不可	必須

#### 支払い

- Q1 現金払いしてもいいですか?
- A1 1取引1万円(税抜)を超える支払いについては、原則として銀行振込により支払いをしてください。 やむを得ず現金払いをする場合は、必ず内訳を明記した領収書やレシート等の支払いを証明書する書面を徴収するとともに、実績報告時に理由書を添付してください。
- Q2 機器を購入する際は、先払いでもいいですか?
- A2 問題ありません。 前払いであることを見積書に明記する等、記録を残すようにしてください。

#### 提出期日

- Q1 補助事業が9月30日に完了しました。実績報告書はいつまでに提出すればいいですか?
- A1 10月31日までに商工団体に提出してください。 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または毎年1月10日のいずれか早い日までに商工団体等の長に提出することになっています。

#### 様式第9 (実績報告書)

- Q1 作成する際の注意点はありますか?
- A1 事業成果と本事業がもたらす効果については、「〇%増加」「売上げ前年比〇倍」など、できるだけ数字でわかる実績を記載してください。

### 様式第12-1 (取得財産等管理台帳), 12-2 (取得財産等管理明細表)

- Q1 どのような場合に提出が必要ですか?
- A1 取得財産があり、その取得価格が30万円以上(税抜)の場合に提出してください。 なお、様式第12-1は企業者で保管し、12-2を商工団体へ提出してください。
- Q2 「処分制限期間」は何を見ればわかりますか?
- A2 通商産業省告示第360号(昭和53年8月5日)の規程を準用します。 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」の2~31 ページの中から、該当する財産の名称、構造等を探して記載してください。

https://www.meti.go.jp/information\_2/downloadfiles/kaikei30.pdf

### 【実績報告】

# 元気づくり補助金 Q&A

# 添付書類

- Q1 機械器具等導入費で機械装置を購入しました。「従業員の雇用数を確認できる資料」 の提出は必要でしょうか?
- A1 必須ではありませんが、計画上従業員の雇用を増とする計画を立てている企業者は提出してください。
- Q2 補助事業で作成したパンフレットの現物や購入機器の写真の提出は必要ですか?
- A2 必要です。

- Q1 審査基準は公表されますか?
- A1 非公表です。
- Q2 事業完了後の専門家相談を利用できるのは1回だけですか?
- A2 1企業者・1グループにつき、複数回利用できます。
- Q3 圧縮記帳は可能ですか?
- A3 可能です。税法上の取扱いになるので、詳細は税務署にお問い合わせください。
- Q4 代表者変更をしました。届出は必要でしょうか?
- A4 必要です。 代表者の変更のみであれば「代表者の変更について」、会社の吸収・合併等で会社そ のものが変わる場合は「債権の承継届」を作成し、商工団体に提出してください。

- Q5 申請後のスケジュールを教えてください。
- A5 スケジュールの目安です。

